

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年6月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

清川泰次記念ギャラリー改築に伴う基本設計等並びに船橋公文書庫改修工事実施設計業務委託

(2) 業務内容

本業務は、改築を予定している世田谷区立世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリーの改築工事に向けた基本設計業務及び実施設計業務、ならびに絵画保管庫への改修を予定している船橋公文書庫2階の改修工事実施設計を委託する。

(3) 履行期間

契約締結の日（令和7年9月）から令和9年3月31日まで（予定）

ただし、下記のとおり指定する納期(予定)までに成果物を納品することとする。

① 清川泰次記念ギャラリー

基本設計：令和8年3月31日までに引き渡しする。

解体設計：令和8年6月30日までに引き渡しする。

実施設計：令和9年3月31日までに引き渡しする。

② 世田谷区立船橋文書庫

実施設計：令和8年2月27日までに引き渡しする。

2 参加資格(基準日：参加希望届出書提出日現在)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 世田谷区から指名停止（入札参加禁止）を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成20年度以降に、美術館の新築または全面改築に関わる設計業務を完了した実績があること。
- (6) 東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付において「建築設計」の順位格付が上位150位以内の建築設計事務所であること。または、「建築工事」の共同格付けAの順位が上位150位以内である一級建築士事務所であること。
- (7) 他、実施要領記載の参加資格要件を満たすこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する事業者であって、受付期限までに参加希望届出書を提出した者

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 1次審査における評価項目

評価項目	評価事項
事業者の体制・実績 (業務経歴等)	技術者数、有資格者数、業務実績
担当チームの能力 (技術者の経験と実績)	管理技術者及び各主任担当技術者の資格・経験等 管理技術者及び各主任担当技術者の業務実績

(2) 2次審査における評価項目

評価項目	評価事項
業務実施方針	担当者の実績、実施体制、取組み姿勢等
提案課題	①現在の特徴であるギャラリー機能や建物の意匠を継承しつつ、地域の風景と調和する美術館らしい佇まいの考え方 ②外観から一見して美術館（ギャラリー）とわかる存在感ある施設づくりの提案 ③展示及び収蔵の機能強化を図る提案 ④環境配慮・創エネルギー・省エネルギー化に関する提案 ⑤事業スケジュールとコスト低減等に関する提案

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043 東京都世田谷区松原6丁目3番5号 梅丘分庁舎 3階

世田谷区生活文化政策部 文化・国際課 文化・芸術行政担当

電話 03-6304-3427

時間 9時～17時

ただし、土・日曜日、祝日、並びに月～金曜日の正午～13時を除く。

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和7年6月9日(月) から令和7年6月23日(月) まで

② 交付場所及び方法

ア 世田谷区ホームページよりダウンロード

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02408/24664.html>

トップページ→区政情報→施設→文化・生涯学習施設→美術館→清川泰次記念ギャラリー改築状況

イ 上記(1)の窓口にて配布

(3) 質疑応答の期間並びに提出場所及び提出方法

① 受付期限 令和7年6月16日(月) 17時まで

② 提出方法 以下の Logo フォームに必要事項を記載し提出

<https://logoform.jp/form/JqMJ/1036768>

④ 回 答 令和7年6月20日(金)までに質問と回答を取りまとめ、ホームページ上にて公開

(4) 参加希望届出書の受付期限並びに提出場所及び方法

① 受付期限 令和7年6月23日(月) 17時まで

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 直接持参すること。(郵送不可)

(5) 提案書の受領日時並びに提出場所及び方法

① 受領日 令和7年7月31日(木) 12時まで

② 提出場所 上記(1)に同じ。

③ 提出方法 事前連絡のうえ、直接持参すること。(郵送不可)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

① 清川泰次記念ギャラリー

令和9年度以降：工事監理業務委託

② 船橋公文書庫

令和8年度以降：工事監理業務委託

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5(1)に同じ。

(6) 事業者からの提出物は返却しない。

(7) 提案にかかる費用は、参加者の負担とする。

(8) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

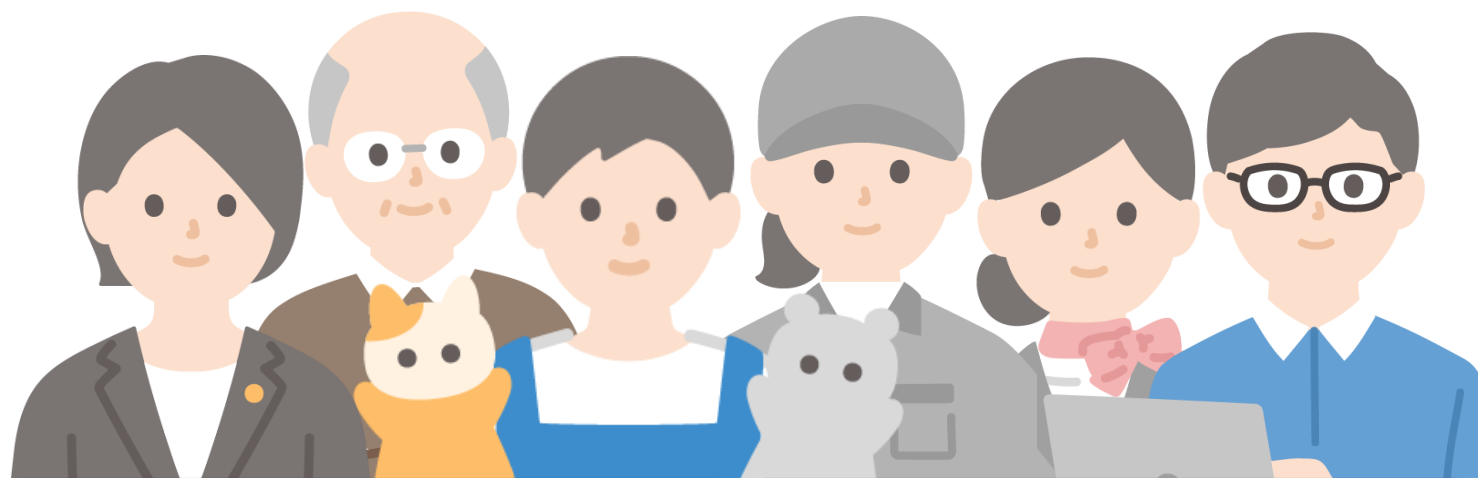
(9) 本件は、契約相手方となる候補者を選定するものであり、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案事業者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区で調整を行い、双方の合意により確定するものとする。

(10) 区は、この案件に参加を希望した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由を公表することができるものとする。

(11) 詳細は募集要領による。

- (12) 区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は、対象となるので詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上記以外の職種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。